

介護職員の処遇改善加算制度に関する意見書

高齢化の進行に伴い、介護に対する需要が今後ますます高まることが予想される。団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、介護人材が新たに100万人程度必要になるとの推計もあり、人材の確保、定着促進が喫緊の課題となっている。

こうした中、先の通常国会において、高齢者や障害者を介護する人材の処遇改善に向けた法案が成立をしたところであり、政府も介護人材を確保する観点に立ち、平成27年の介護報酬の改定に向けてさらなる処遇改善を推進している。介護に従事する職員の給与水準は全産業労働者平均の約3分の2にとどまっている実態があり、人材確保のために処遇改善は急務である。

しかしながら、現在の介護職員の処遇改善加算制度は、処遇改善に係る加算額を事業者側の裁量によって決定する仕組みであり、必ずしも基本給のベースアップにつながっていない側面もある。

地域において介護職員を安定的に確保し定着させるためには、処遇改善加算制度を継続し、恒久的な制度として確立するとともに、基本給のベースアップにつながる方向での見直しを行い、他業種から介護職に転職するインセンティブが働く仕組みとなる必要がある。

よって、国におかれては次の事項につき、早急に実施されるよう強く要望する。

- 1 介護職員の処遇改善加算制度については、恒久的な制度として継続を図ること。
- 2 現行制度の見直しを行う際には、報酬加算額が確実に基本給のベースアップにつながる仕組みとし、その加算額については、他業種との均衡をも念頭に、段階的なアップが図られるよう再構築すること。
- 3 介護職員の社会的地位の向上を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 浜田英宏

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣 } 様